

通商産業省

平成09・08・01資第12号

平成10年1月13日

原子力委員会委員長 殿

通商産業大臣



関西電力株式会社大飯発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（諮問）

関西電力株式会社取締役社長秋山 喜久から平成9年8月1日付け関原火発第18号（平成9年12月9日付け関原火発第43号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は、使用済燃料の貯蔵体数の増加を図るため、3号炉及び4号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を変更するとともに、変更後における3号炉の使用済燃料貯蔵設備並びに4号炉の使用済燃料貯蔵設備を1号炉及び2号炉と共用化するものである。これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は、使用済燃料の貯蔵体数の増加を図るため、3号炉及び4号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を変更するとともに、変更後における3号炉の使用済燃料貯蔵設備並びに4号炉の使用済燃料貯蔵設備を1号炉及び2号炉と共用化するものである。これが、我が国の原子力開発及び利用の計画的遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に必要なとされる資金は、自己資金及び一般借入金により調達される計画であり、申請者にはその経理的基礎があるものと認められる。